

中世後期における農村商人の販売区域

—— 播磨・和泉・近江の事例を中心に ——

藤田 裕 嗣*

The Selling Areas of Rural Merchants in Japan's Latter Middle Ages

Hirotsugu FUJITA

はじめに

筆者は農村市場を農村における商品流通総体に位置づけるために、市場を経回る^{へぐる}などして実際に流通を担った商人の活動に注目しながら考察を行ってきた。そのなかで、生産地から消費地までの流通システムの最終段階において消費者への供給を行いうる販売区域が認められた商人の存在を確認した。このような販売区域は「売場」、「立場」などとも呼ばれ、商人はその範囲内で市場での小売(「市売」)の他、市場を介さない販売方法(「里売」)をとったのである。この販売区域に対し、市場の機能にアプローチすることを主眼とした前稿(藤田, 1986b)では、市場を中心に若干の考察を行うに留めた。

本稿の目的は、流通flowに注目する筆者の基本的立場から、流通現象を通じて形成される流通圏を検討する一助として、流通圏の一種であるこの商人の販売区域にさらに地理学的な考察を加えることにある。その際、考察の主な対象となるのは、前稿で流通過程を検出した播磨国の鋳物・和泉国の麴流通、保内商人による流通の事例である。これらの事例の詳細については、前稿では紙幅の制約のため割愛したので、本稿で併せて補っておきたい。

(史料A) 野里村新右衛門尉沽券状

永代売渡申大村国分寺売場之事

合 東限蔭松 同賀古河市 三日 十三日 廿三日
西八限一河 御着西市 四日 十四日 廿四日

合 佐地市 同公事銭 五十文宛 志方殿へ納所也
并村里 神西郡 是者大村衛門二郎大夫売場也

右件売場者、大村国分寺金屋より売徳仕候て、雖為新右

衛門重代相伝之売場、依有要用、直銭二拾貫文^ニ同所五

郎右衛門方^ニ、限永代売渡申所実也、但毎年市公事銭二

百文宛志方殿^五納所候て、未代可有知行候、殊ニ当所村

八郎兵衛取次候間、不可有相違候、此上者親類兄弟況他

人妨不可有候、若免角申輩出来候者、任此支証旨、為公

方堅可有御罪科候、仍為後日永代沽券状如件

永正十五年寅ノ十一月七日 野里村

新右衛門尉(印)

取当所

八郎兵衛尉(印)

あく田氏五郎右衛門殿
まひる

*地理学研究室(昭和61年9月30日受理)

各事例にみえる販売区域を個々に検討したのち（Ⅰ～Ⅲ）、Ⅳ章で販売区域の地理的特質を考察する。

Ⅰ．播磨国における鋳物類流通と売場

播磨国野里村鋳物師芥田家は16世紀になって精力的に「売場」を集積している。今日残されている史料のうち、その最初の動きを示す売券が史料Aである。永正15（1518）年に野里村新右衛門が先年買得した大村国分寺金屋鋳物師の売場を芥田氏に売却している。事書のあとに具体的に記されている売場は、その個々の解釈について問題がないわけではない。例えば、賀古河市・御着西市が各々三の日・四の日を明記されていることについて脇田修（1985）は両市が三斎市であったか、両市とも六斎市の半分のみを売却の対象とした、という二通りの可能性を想定している。そのいずれであるにせよ、購入者芥田氏が各市三日、四の日には立ち得たことには変わりがない。また、次の項については脇田は「佐地市は売るが、神西郡は大村の衛門二郎大夫の売場として残るといえるのかも知れない」と解釈上の疑義を表明している（472～3頁）。脇田の見解が妥当であるとする、神西郡は売却の対象となり得る筈のない他人の売場であって、本来売券に記す必要はない。それにもかかわらず、この文言は殊更に書き上げられたわけであり、その理由は不明である。或い

表1 芥田家文書にみる売場の売券

記号	年月日	売場 （〔 〕内は四至）	売主		価額	備考	典拠
				住所			
㊦ （史料A）	永正15 （1518） 11. 7.	〔東〕蔭松、同賀古河市 〔西〕一河、御着西市、佐地市并村里神西郡	新右衛門尉	野里村	20貫文	もと大村国分寺金屋より買得 毎年市公事銭200文 佐地市同公事銭50文 「神西郡是者大村衛門二郎大夫売場也」とある	芥2号
㊧	天文7 （1538） 12. 23.	飾東・飾西郡 （〔東〕市川）	へんすい八郎衛門	国衙庄津田村	17貫文	相伝私領、子は千千代 売場に万難公事なし	芥3号
㊨	天文13 （1544） 11. 2.	（神東郡）田原（荘）7村	随願寺 万陀羅院快慶			もと野里村八郎兵衛が代々相 拘置	芥7号
㊩ （史料B）	天文14 （1545） 12. 13.	東郡〔西〕市河 〔東〕三本松 〔北〕蔭松・佐土市六さい 刀田寺町立畢 神西一郡	新五郎宗大夫	大村	12貫文	事書には「売場・大工職之事」とある 大村大工職代々相伝私領 諸公事なし	芥9号
㊪	天文15 （1546） 12. 13.	東八郡〔東〕三本松 〔西〕市川〔北〕志方	助二郎助二子松	大村	3貫文	我々重代相伝之売場 佐土市公事銭120文、 同さき一まい	芥11号
㊫	天正2 （1574） 12. 5.	神東郡又ハ川西西治・桜・板坂・しものよしとのさるノ市	太郎右衛門	——	米13石 5斗	与次と太郎右衛門重代之売場 立合、年貢米ニ指詰り、野里村 与次に売渡す	芥田

表2 芥田家文書にみる売場相論関連文書

記号	年月日	争点の売場	相論の相手	裁定者(発給者)	宛所	備考	典拠
㊤	天文13 (1544) 12. 6.	東郡売場	新右衛門 孫左衛門	小寺則職	野里村 百姓中	売場相論	芥8号
㊦	天文17 (1548) 12. 21.	東郡	—	小寺則職	野里村 五郎右衛門	金屋沽場并大工職 先年相論 未落居であったが、砥堀合戦 の戦功で裁許	芥12号
㊧	永禄10 (1567) 7. 5.	加東郡	—	赤松則房	野里 五郎右衛門	「大工職」とのみあるが、貞享期 伝記(芥150)では、本文書につ いて「以 _レ 加東郡鑄物売場・大 工職之事賜 _レ 折紙」とする。	芥20号

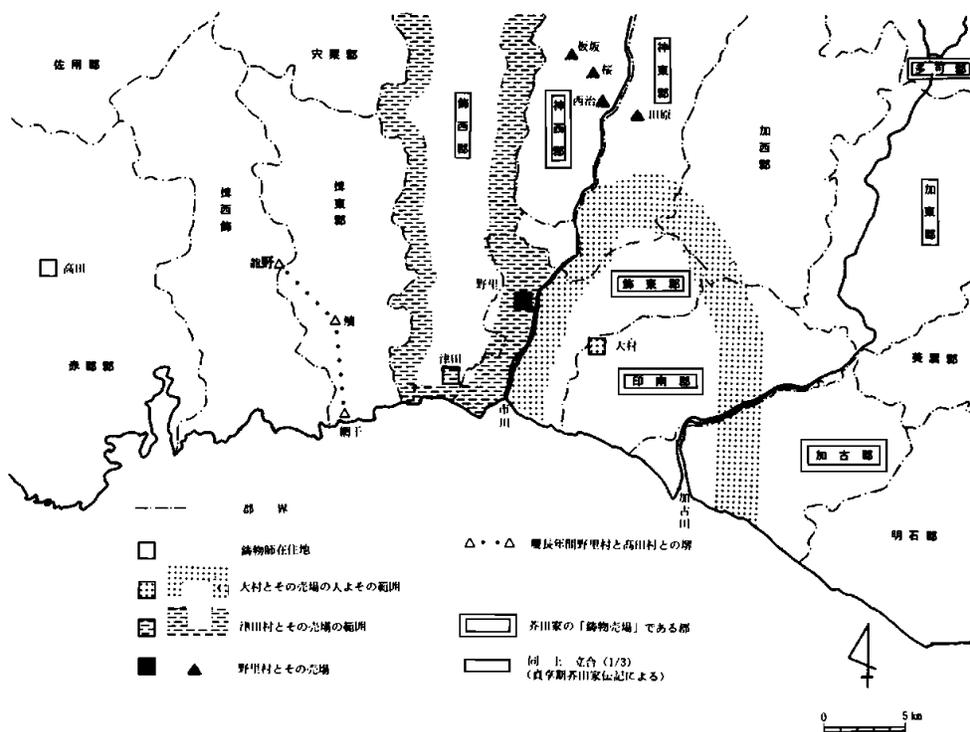


図2 野里村とその周辺の鑄物師の売場

さらに、貞享2（1685）年の芥田家伝記（芥50）には

当国之内鑄業拘執之覚

鑄東郡 印南郡 加古郡

神西郡 多可郡 鑄西郡 ^立合 芥田五郎右衛門
田中与三太夫
同 五郎兵衛

加東郡 ^立合 ・芥田五郎右衛門 三ヶー
・小瀬川安右衛門 三ヶー 神東郡 ^立合 加東郡ニ同
・尾上八郎左衛門 三ヶーヲ半分ツヽ
同 孫兵衛

右之郡^々者、白^レ住古^レ依^レ吾家之為^レ鑄物売場^ニ、大工職^ノ鑄業悉^ク作銘代々彫^レ之者也（傍点は筆者）

とある。売場と大工職の混乱が認められるが、ここでは一部の郡について「立合」となっている点に注目したい。「三ヶー」という表現は一郡を分割している状況を想定させる。遡って表1に挙げた天正期の売券④にみえる売場も「^立ちやい」とされているが、これは貞享年間と同様売場を分割していたのか、或いは両人が競合していたのか判断できない。

表1、表2を含めて以上挙げた史料にみえる「売場」の所在と鑄物師の在住地との関係を図示したのが図2である。この図では慶長以前の売券（表1）から判明するものについては芥田家に集積する以前の本来の所有者の在住地とその売場を示した。

さて、前稿（1986b）で既に紹介したように、大工職と比較しながら売場について秀れた見解を示したのは横田（1985）である。大工職が寺社の梵鐘・燈炉などを鑄造する際の出職を内容とした権益であるのに対し、売場とは居職によって生産された商品を販売しうる範疇であることを指摘し、両者の区別を明確にした。

さらに横田は、売場・大工職が百姓側にとっても選択の余地のない段階から職人の自立と増加、それに伴う一定の競争を前提としたうえで、あらためて職人ととり結ばれる関係であり、この時代に特徴的な形態であること、このように両者が職人と百姓との社会関係であって単純に「所有」されるものではないからこそ、労働の成果を確認するために、棟札や鐘銘あるいは釜や鍬などに職人自らの名を記す必要があったことなどの見解を示している。そして、とくに売場については野里村鑄物師中の売場（「われわれの売場」）の存在を指摘し、それが個人的売場所有（「互之売場」）の集合でもあり、かつその前提でもある組合的的所有としての性格をもち、個々の成員の個別的利害追求を調整、止揚するとともに、そのことによって他に対して集団的に確保されたと述べている。

最後に紹介した個人的売場と鑄物師中の売場との関係をさらに考察したい。

「互之売場」と「われわれの売場」の文言が登場するのは、次の慶長7（1602）年野里村売場法度案（芥94）である。

野里村売場定置法度之事

（數規）

（§1）一互之売場改、人之売場へ少も売申間事

（§2）一人之売場へ売子つけ申間數事、たとへきやうたいしんるいありといふ共、へら・さき壺枚もかし申ましき事

（§3）一かんなべ并なべ鍛冶屋うち物、惣別諸あきんと山中の者、われわれの売場之外自余之売場ヨリ来候者、一せんの物もかゝ申間數事（中略）

（§6）一其売場よりかゝ来候者、其売場主之所へおしへ可申事

ここで第2条にみえる「売子」は鑄物師の配下にあつてその売場内で専ら販売を行う商人という性格が窺え、幾分時代を遡った永禄8（1565）年の金屋はっと定（芥田）にもその

名がみえる。⁷⁾そして、他人の売場にこの売子を「つけ」ることを禁じ、個人的売場の相互不可侵の原則をうたっている。この原則は何よりも第1条で明確化されている。「かゝ」の具体的内容は不明であるが、売場主への通知を定めた第6条もこの原則と関連すると考えられる。

この法度を定めた野里村の事例ではないが、ここで図1をみると、野里村鋳物師の手に帰する以前の大村鋳物師の各個人的売場は、明らかに互いに地理的な重合部分を含んでいる。この状況は慶長期の原則と大いに異なる。先に挙げた永禄期の法度でも相互不可侵の原則は明確には定められていない。これらのことから16世紀を通じて個人的売場の競合状況から次第に淘汰が進み、慶長期には相互不可侵の原則が定められたという流れが考えられよう。

享保年間に真継家側から芥田氏らに宛てられた書状(芥田)によれば、「野里鋳物師中、天文年中迄相定ル郡無之」銘々私ニ郡相極メ、異論が続出したのに対し、真継家は天正年間に鋳物師大工職座法⁸⁾で対応し、「慶長年中より各々大工職相定メ」という。これも先の流れを伝えたものである可能性を否定できない。

そして、16世紀における競合の背景には鋳物師の増加があろう。図2にも示した津田村鋳物師が「国衙惣社推鐘」を鋳造し、蔵人所牒を保持して、中央工匠に繋がっていたのに対し、野里村鋳物師芥田氏はもともと「大農」でもあり、「武事の暇に鋳物師之業を伝える」兼業であったことを横田(1985)は指摘している(198頁)。

また、図2を子細に見ると、津田村鋳物師が市川以西、大村鋳物師が以東を本来の売場としていたのに対し、野里村鋳物師は居住地の付近を売場となし得ず、北方の神西・神東郡に売場が散在するという傾向が窺える。⁹⁾この売場の分布も、野里村鋳物師が他の両村鋳物師より後発であることを示していると言えよう。

さらに、この分布は、競合が始まる16世紀初頭以前の鋳物師中の売場について示したものである。この頃は先述したように大村について個人的売場間では重複していた(図1)としても、このように村間では鋳物師中の売場は重複なく分布していたと考えられるのである。これは大村の売場の西境(表1の史料⑦, ⑧, ⑨)と史料④で津田村の売場の東境がともに市川であり、市川によって両者の売場が明確に分断されていることに端的に現われているといえよう。このような分布が、16世紀に入り野里の鋳物師、とくに芥田氏が大村、津田村鋳物師の売場を次々と集積するようになって、鋳物師中の売場間の棲み分けも乱されるに至ったのである。このことによって、個人間の競合はさらに激化したものと思われる。個人的売場相互不可侵の原則が確立されるまでに売買・相論を通じて販売区域が競合し、淘汰される動きは、まさに16世紀の特質であると言わねばならない。

この動きには政治権力による裏付けもあった。表1にみえる天文14年の売券⑩も8日後に赤松氏麾下の小寺則職によって安堵されている(芥10)。この事実によって脇田修(1985)は「戦国大名権力の保証を必要としていた」と指摘している(474頁)。表2に掲げた売場相論に対する領主権力による裁定もこの点と関わる。この事情を何よりも直接に示しているのは次の伝えである。天文17(1548)年芥田氏は砥掘合戦の戦功に対して恩賞の給付の申し出を固辞し、大村鋳物師との相論に対する裁定を求め、「遂本望」というのである。¹⁰⁾

以上のように、個人的売場は互いに競合していたにしても鋳物師中の売場は重複なく分布していた状態から、16世紀になって鋳物師の増加を背景に政治権力との関係などもあって淘汰が進み、17世紀に入って個人的売場の相互不可侵の原則が確立されたと考えられる。

II. 和泉国における麴流通と売場

和泉国内の麴室・飯室において生産された麴は一定の「売場」または「立場」・「館場」で販売が認められており、この麴室と売場とのセットは「飯荷」・「麴荷」と呼ばれて権利関係で固定されていた。

- (史料C) 安明寺五座置文
 (端裏書) 「八講置文」
 黒烏村安明寺村等定置条々事
 定但麴子傳置在者 作人可取放物也
- 一、八講田二段内反ハ梨子本里二切和田池可取行在地僧中、
老段ハ坂本郷八坪
- 一、社頭八講田豊盛麴子田中字庫任寄進也
- 一、八講田一反坂本講飛鳥里〇(追筆)
(可被)
- 一、供養新足麴一荷伊世高野被可取他用物也、
- 一、八講時、加守麴荷片荷者為酒之新足也、
- 一、八講麴荷山直老荷内三分式ハ八講分毎年十月十八日
三分一ハ供養法分也
- 一、八講田野口ニ大在之、
- 一、八講新足高石麴荷片荷可任寄進旨、
 右件条々之置文者任寄進旨定置所也、
 仍為後日證文之状如件、
- 応永貳年乙二月十日
- 本座(花押)
 南座(花押)
 新座(花押)
 弥座(花押)
 僧座(花押)

これに対して飯荷役を徴収していた¹¹⁾和泉郡黒烏村安明寺五座(本座・南座・新座・弥座・僧座)は応永2(1395)年に史料Cのような置文を残している。これには同寺の法花八講料にあてるものとして加地子田の他に麴荷からの収入が記されている。ここで問題にする後者に注目すると、この置文では記載のない各麴荷からの収入の具体的内容は、年未詳の八講料田等注文によって1例を除いて知ることができる。それを表3で各麴荷毎に示した。

この表には各麴荷についての情報も併せ記している。まず、加守を売場とする麴荷は至徳3年に法念によって寄進されたことが寄進状^②によって知られる。また、伊世高野の麴荷についても譲状や麴室料頭宛行状が残る(②~⑦)。

大鳥郡・和泉郡の売場に関しては表3に示した他に、例えば正平16(1361)年と応安7(1374)年に我孫子浜を売場とする麴荷を質入れして安明寺から利銭を借用した際の借用状が残る(河17, 21号)。この麴荷自身は先の置文には記載されていないが、先の置文に登録された麴荷のなかには、加守を例とする寄進の他に、このように借用された利銭が弁済されなかったために質流れで取得されたものもあったとみられる。¹²⁾

この置文と注文によって知られる収入は、麴商業から生まれる利潤によって析出されたものであろう。この利潤が麴荷に様々な権利関係を付着させることになったと考えられる。

そのような例の一つとして「麴室料頭」を検討する。表3以外に日根野郡を売場とする

表3 大鳥郡・和泉郡の売場に関する文書（一部除く）

記号	年月日	文書名	発給者	宛所	事書
㊦ (史料C)	応永2(1395)2.10.	安明寺五座置文	五座	—	—
㊧	年月日未詳	八講料田等注文	?	?	—
㊨	至徳3(1386)5.3.	法念飯荷寄進状	法念	(安明寺)	奉寄進飯荷事
㊩	正平8(1353)正.19.	沙弥堯光飯荷讓状	沙弥堯光	—	讓渡 黒鳥村飯荷事
㊪ (史料D)	応永10(1403)8.9.	飯室料頭宛行状	くにのふ	—	請取 飯室料頭事
㊫	応永16(1409)12.2.	麴室料頭宛行状	五座	—	宛行 麴室料頭事

表4 日根野郡の売場に関する文書（中家文書）

記号	年月日	文書名	発給者	宛所	事書
㊬	文明11(1479)10.13.	麴室料頭宛行状	五座	—	宛行 麴室料頭之事
㊭	文明16(1484)7.11.	麴室料頭宛行状	五座	—	宛行 麴室料頭之事
㊮	享祿2(1529)12.13.	飯室売券	売主 ヲクノ刑部	買主 泉春房	(略)
㊯	享祿2(1529)12.25.	飯室料頭安堵状	(和泉国守護代松浦)守	—	請取 中嶋飯室料頭之事
㊰	享祿3(1530)2.14.	飯室料頭安堵状	(和泉国守護代松浦)守	—	請取 料頭之事
㊱	天文19(1550)5.3.	飯室売券	売主 大窪奥加賀	買主 根来寺城真院若松丸	(略)

売場と摘要 (○は麴荷一荷、△は半荷、?は不明)					典拠
今井	伊世高野	加守	山直	高石	
	○供養料足	△八講時、 酒之料足 ? 1石 < 損2斗 のう ち 得8斗	○2/3 八講分 1/3 供養分 ? 2石7斗のうち < 1石8斗6.6.7. 8斗3.3合 供養法ノ分	△八講料 足(寄進) △5斗	河25号 河36号
		△安明寺八講中 酒料足として法 念が寄進			河23号
	○飯荷を楠王丸を譲渡す ○くにのふは下地を僧けんしゅ んに宛て、料頭を請け取る ○五座は(下地を)字左近三郎に宛て、 (料頭を)請取る				立石家文書 (『和泉市史』 1,1965) 河29号 立石家文書 (同上)

売場 (○は麴荷一荷、?は不明)	摘要
○日根野中嶋11荷のうち	麴室料頭を先例通り左近太郎に宛行う
○日根野中嶋11荷のうち	麴室料頭を先例通り日根野宮石丸に宛行う
? 日根野中嶋11荷のうち 路 上ハ限佐野河、下ハカシノ井河、其中佐野三ヶ 所、平・加詳寺・吉見・新家・ウサキ田	買得した飯室を20貫文で根来寺小谷泉春房へ売渡 す(加地子は金升で3石)
○佐野三ヶ庄	飯室料頭を先例通り千楠に宛行い、料頭を請取る
○長滝・安松・岡本・吉見・嘉祥寺・新家・菟田	飯室は日根野村宮内二郎先祖相伝の私領、先例通 り知行せよ。料頭を請取る
? 三ヶ所佐野 又上ハ佐野川かきる、下ハかしのい川をかきる	相伝の飯室を10貫文で根来寺城真院若松丸に売却

麴荷(表4)¹³⁾についての関連史料も考察の対象に含める。

その初見史料である㊸を史料Dとして掲げる。この史料では下地を僧けんしゅんに宛行い、「^(販)いいむろのりやうとう^(料)」を五座が請取るとしている。ここで料頭とは請取る対象であり、役銭¹⁴⁾のようなものと考えられる。さらに、それに続く宛行状㊹の事書では「宛行 麴室料頭事」とされ、麴室料頭は五座によって宛行われるものとして表現されている。また、本文では「宛字左近三郎に、請取」とされ、㊹で料頭を宛行われたのは左近三郎で、史料Dの僧けんしゅんに対比できる。後者で僧けんしゅんは下地を宛行われたのであり、この「下地」こそ史料㊹に即して言う料頭に関わると考えられる。これらのことから、麴室料頭とは、請取る対象と宛行われる内容の両者を指し示すものであることがわかる。要するに、飯荷役をとるなどして麴荷を支配して

いた安明寺五座が、恐らく実際に売買活動を行う者を麴室料頭に宛行い、飯荷役とは別にそこから役銭を徴収していたものであろう¹⁵⁾

史料Cより3年後の応永5(1398)年安明寺五座は次のような置文を定めている(28号)。

右、件置文字細者、麴荷ニ自然自公方天役わつらい高々懸事候者、座々在地与麴荷より合候て、其料足お可明申候、若少分之事にて候者、在地可其沙汰申候

ここにみえる公方からの天役・煩いは、史料Cのように寄進・質流れ等で五座に集積した麴荷に対しては五座自身に懸かる苦である。この置文はその際の処置を定めたものである。このうち「座々在地与麴荷より合」とは、先述の麴室料頭に宛行った者から徴収した役銭も関わっていると考えられよう。麴室料頭の初見史料である史料Dがこの置文の直後であること、売場の伊世高野は史料Cにもみえることを考え併わせれば、ことによると麴室料頭とは、まさにこの公方からの天役・煩い対策として生み出された方策かもしれない。

その当否はいずれにせよ、表3と表4にみえる6通の麴室料頭関係の史料について請取・宛行を行う主体を示す発給者の項と事書と摘要の項とを時代順に通覧すると次のような流れが読みとれる。すなわち、安明寺五座は麴室料頭を宛行うとともにそこから役銭を請取ってきたが、15世紀には請取の権利を失い、宛行に関わるだけの存在となっている¹⁶⁾それに代わって16世紀には和泉国守護代が料頭の宛行・安堵と請取を行うに至っている。そして、五座は宛行の権利までも失うこととなった。

以上に示した理解から外れる唯一の例が、表に挙げなかった長禄2(1458)年麴室料頭宛行状(河33号)である。館場は上石津市庭で、恒吉によって「安明寺大門二王」が麴室料頭に宛行われている。恒吉は麴荷からの収入を安明寺大門二王に寄進したと考えられるが¹⁷⁾麴室料頭を宛行う権利を留保している。料頭に宛行われた者が実際に売買活動を行っていたと考えられるのが通常であったのに対し、この史料では明らかに二王は売買活動に携らない。料頭に宛行われる者と実際に売買活動を行う者が分離していたと考えられる。

(史料D) くにのふ飯室料頭宛行状
 (端裏書)「あてしやう」
 (請取)取(販室) (料頭)
 うけとるいむろのりやうとうの事
 (荷) (者)
 合一かていり
 (件) 右くたりのいむろ、たちはいせこうのうしたちおそ
 (立場) (伊世神野) (下地) (僧)
 うけんしゅんにあて、せんれいにまかせてうけと
 (先例) (任) (請取)
 るところしやうくたりのことし、
 (応) (水) (年)
 おうへい十ねん八月九日
 くにのふ(花押)

さらに、享禄2年飯室売券②で奥刑部は根来寺泉春房に麴室を売却している。加地子は金升で3石という注記があり、三浦（1976）は「根来寺泉春房が加地子分を集積したとしても、麴荷・麴室の実質的な営業は奥刑部に保留されていた」と考えている(243頁)。奥刑部であるかはともかく、売買を行う者が麴室の所有者＝泉春房とは別にいたことは確実であり、両者間に様々な段階の権利関係を想定しうる。そして、表4の⑦でその12日後にその一部を売場とする麴荷について料頭が守護代によって千楠に宛行われていることがわかる。②と⑦に見える奥刑部、泉春房、千楠の三者はいずれも一致するとは考えられず、先にその存在を想定した様々な権利関係に関わっていたと思われる。そして、これらの権利の一部が表4に挙げた文書を残す中家またはその関係者が止住する根来寺成眞院に次第に集積されていったのである。

このような権利関係の発生の背景には麴商業の発展があろう。これを流通システムの面からみれば、前稿（1986b）でも指摘したように、本来麴室の所有者が生産して直接売場に携わった初期の状況（タイプk, 1）から、次第に所有者・生産者・商人が分化することによってタイプa, bの比重が高まったものと考えられる（35頁）。

先述のように16世紀には実際に売買活動を行う商人は麴室の所有者などと分化していたと考えられる。それゆえ、表4で挙げた売券等に見える売場（図3）がその当時の商人の販売区域と食い違っている可能性は高い。とは言え、それ以前のある時期における実際の売場を引き継いでいることもまた事実であろう。

日根野郡を売場とする麴荷（表4）の麴室は中嶋にあり、一方、大鳥・和泉両郡（表3）は黒鳥村の麴室とセットにされていたと考えられる（図3）。麴室とセットにされた麴荷「一荷」の売場は、本来惣村の規模であったと三浦（1976）は推定している（240～1頁）。この見解は日根野郡について導き出されたものである。大鳥・和泉郡に関しても荷数は知られる。そこで、史料から判明する荷数を表3, 4に併せ示しておいた。三浦の推定は重要な指摘であるが、日根野郡以外についても認められるかなど、その詳細な検証は史料の制約のためここではできない。四至で区切られている売場が日根野郡のみにみられる理由の考察を含めて、これらの点は今後の課

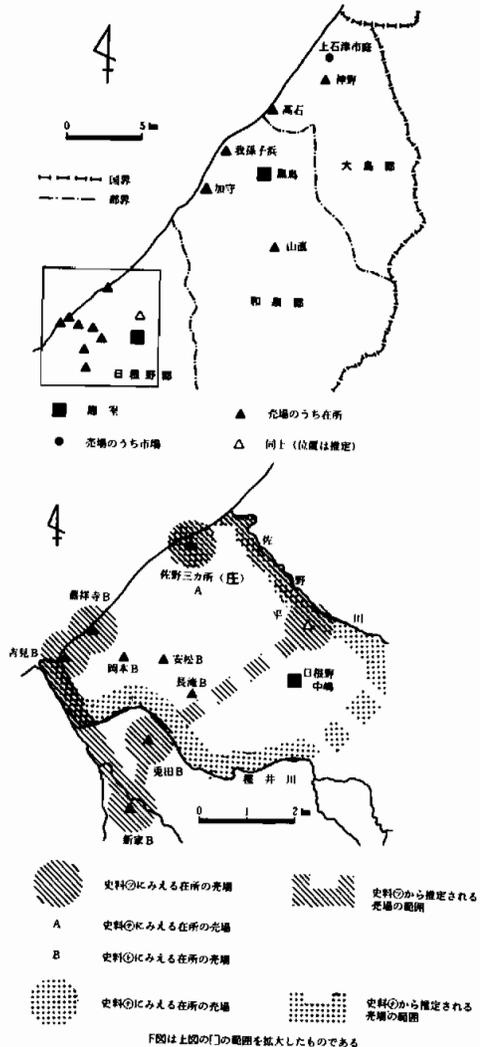


図3 和泉国における麴室とその売場

題としておきたい。

Ⅲ．近江国保内商人の販売区域

本章では史料の制約から近江国湖東商人のうち保内商人が「市売・里売」可能な販売区域について考察する。数多い先行研究に導かれながら検討を進める（以下図4参照）。

応永33（1426）年に小幡商人は、保内商人との「商人立庭堺事、先年三井西殿 粟田殿兩人御服方為御代官被定保内川於堺畢」¹⁸⁾と述べている。御服代官によって定められたこの堺は、御服綿商売に関するものと考えられている¹⁹⁾。

この文書はその前年に保内商人が越境して保内川より一里余北の愛知川で商売したため相論²⁰⁾となった際に、相手の小幡商人が提出したものである。保内の新儀に対し、小幡商人が証拠として押取した荷は、その注文によれば「塩二駄 馬疋」^(四)であった（今129号）。この時期保内商人は御服綿以外の商品を商売しようとしていたことが窺われる²¹⁾。この相論は結局保内商人が勝訴した。

のちに享禄年間には小幡他五箇商人²²⁾は「野々川衆市売雖仕候、愛知川より北へハ不罷立候」と述べており、境は愛知川となっている（今112号）。この史料では商品種の制限が認められず、応永期における保内商人の企てが実現したことが知られる。

次に、保内の西と南では、寛正4（1463）年から翌々年にかけての横関御服座との相論で保内御服商人が横関市に立つことが認められたと考えられる²³⁾。さらに、文亀元（1501）年から翌年にかけて再び横関御服座との間で争った相論²⁴⁾で馬渚市（今104号）、日野市（今107号）、嶋郷市（今106号）での立市が確認できる。

また、保内商人の支配下にある近江国内における足子商人の分布が、以上の4市より内側で、しかも一部を除き愛知川より南方に限られる点が注目される。この足子商人の機能については諸説があり²⁵⁾、不明な点が多いが、保内商人に従属していたという点は諸説が一致している。

その従属の内容をみると、天文年間下大森足子が保内商人のうち今堀と蛇溝のいずれに属するかが争われた相論²⁶⁾で今堀を通じて保内商人に対して保内商業に関わる諸経費とともに「商買年貢銭」（今9号など）を納入していたことが知られる。また、足子商人の一つである小田蒔は山越商買を行っており、これに対し、天正年間まで保内商人のうち今在家が「取次」いで「勢州年貢」を徴収していた（今99号）。さらに、石塔商人は延徳3（1491）年には毎年400文の年貢銭納入の代わりに保内商人より馬4匹を申請しており（今1018号）、保内商人の足子となったことを認めている²⁷⁾。石塔商人は保内商人とともに伊勢への山越商売を行う四本商人²⁸⁾を本来構成していたのであるから、足子になったとはいえ、特別な対遇を受けていた可能性もあるが、石塔商人に対する馬匹の貸付が注目される。足子商人に対して保内商人は馬を貸与し²⁹⁾、保内商人を構成する惣村が仲介して年貢銭や保内商業にかかわる諸経費を徴収する代わりに彼らの商売を認可していたと考えられる。

しかし、これ以上に、足子商人が行った商業の内容や、卸・小売など商業上の保内商人との関係を史料から直接に明らかにすることは困難である。そこで、図4に示した分布を参考にしながら可能な限りアプローチしたい。

永正元（1504）年「越後堺、押而足子於被令商売」（今91号）ことの禁止は小幡商人に対する措置であるが、保内商人にも求められたに違いない。足子商人は従属する商人の販売区域内でのみ商売を許されたのである。ちなみに、永正相論時の支証と思われる³⁰⁾書状（今135号）によれば、この当時の堺保内川の北、建部荘内には小幡塩商人の寄子（＝足

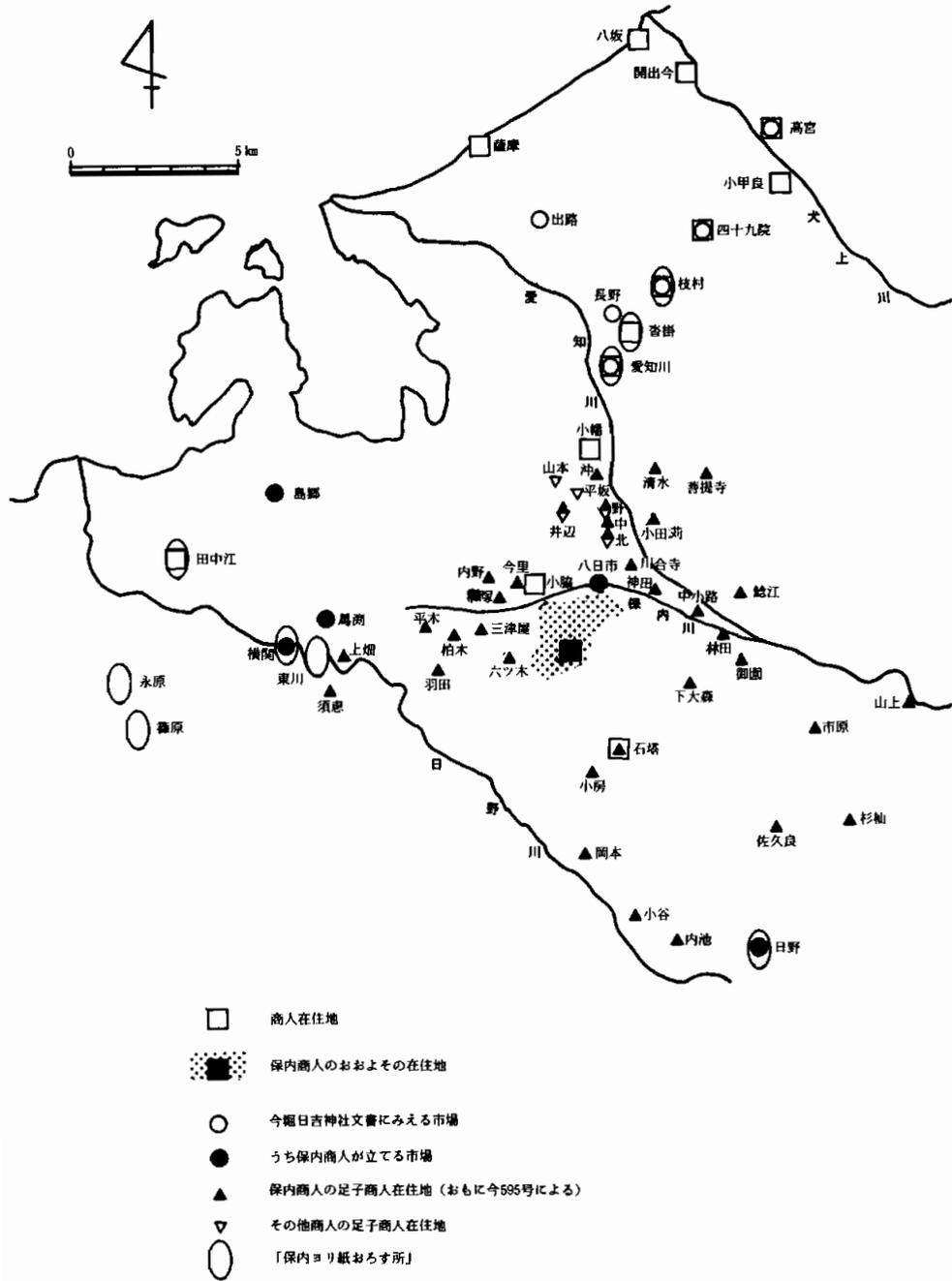


図4 湖東保内商人の販売区域

子)と小脇塩商人の寄子がいた。保内商人の足子の分布はおおむねその販売区域内に限られるという先の指摘は、さらに意味をもって来るわけで、足子の機能の一つに保内商人の小売と関係する面が考えられる。

また、永禄元(1558)年「従昔至今日、保内ヨリ紙おろす所」(今200号)の分布は、図4に示したように保内商人の販売区域を巧みに忌避している³¹⁾保内商人が足子に商品を提供していた可能性は残るが、たとえそうであっても、少なくとも紙商売に関してはこの商行為は彼らの感覚では「おろす」行為ではなかったとみるべきであることがわかる。

ただ、足子商人の機能は、保内商人の販売区域での小売と関係するだけに留まらない。少なくとも小田蒔は先述のように伊勢への山越商買を行っていた。この小田蒔は菩提寺・清水・鯉江とともに境の愛知川以北に位置し、他の足子の分布と異なる。このことは、山越商買に従事する足子が少数であることを示すのかもしれない。また、伊勢に分布する足子(今67, 595号)は保内など四本商人による伊勢への山越商売時に補助的な作業を行っていたのであろう³²⁾

図4で示されている保内商人の販売区域は彼らが販売できる全ての商品について排他・独占的に確保されたものでは必ずしもなかった。例えば、文亀2(1502)年の文書によれば、販売区域内に位置する八日市には御服綿販売で横関商人と立合っていた(今100号)。これは、既に指摘されているように³³⁾後発の商人であった保内商人が販売区域を確保するには、相論の手段によって、他の商人の既得権が形成する体系のなかに割り込む必要があったことが関係していると考えられる³⁴⁾

IV. 販売区域の地理的特質

以上、3章にわたって販売区域を個々に検討してきた。これらの販売区域には、和泉国大鳥・和泉両郡の売場のように村レベルの領域から構成されている場合と、より広域で四至や境で区切られている場合とがあった。両者の相違が何に起因するものか、今のところ明らかにする術がない。そこで、ここではこの相違を超えて指摘しうる地理的特質を考察して、本稿での検討をまとめることとしたい。

まず、第一に、販売区域には集団で所有している場合と個人で分割されている場合とがあり、後者では居住地を同じくする個人間で地理的に明らかに重複していることがある点が挙げられる。

麴流通について享禄2年と天文19年の2つの文書④、⑤から判明する売場は、図3にみえるように一致するようでありながら、微妙に食い違っている。また、図1に示されている大村に住む鋳物師個々の本来の売場は、互いに重複する部分を多く含む。それでも各人の売場から形成される大村鋳物師中の売場は、競合する津田・野里各村の鋳物師中の売場とは重なる部分がなく、市川の中・下流部を分割していたとみられる。互いに市場を分割して成立していた鋳物師中の売場のなかでは、競合を含みながらいくつかの個人的売場がみられるという関係にあったのである。しかし、既に指摘したように、16世紀になって野里の鋳物師が集積を始めることでこの関係は混乱し、個人的売場の淘汰が進んでいる。そして、17世紀には集団との関係も整理され、個人的売場の相互不可侵の原則が確立したのである。

個人的売場が集まって集団の売場が形成されていた鋳物師のケースに対し、和泉国麴流通の場合は個人的売場のみがみられる。一方湖東商人は集団として販売区域を確保していたと考えられる。販売区域の帰属先として個人・集団別に分けると、各々の事例は組み合

わせ上考えられる3つのケースを代表している。

個人的売場がみえるのは鋳物類・麴流通であって、いずれも生産者と販売者が未分化な場合である。自ら製造したものの販売が可能で、原料の確保は問題であるにしても、一定の商品は確保できる。そのため、経営上個人の独立性が強いという事情があると考えられよう。

それに対し、保内商人は商品の生産に携わらない純粋な商人であり、座を形成して集団で商業上の権益を守ってきた。商品の確保にとって仕入れは必要不可欠であり、その由緒を求めて権力と結びつくには個人よりも集団の方が有利であると言えよう。この湖東商人のような農村商人とは異なり、仕入れのルートが問屋などによって政治権力とはある程度独立して確立している都市商人は、権力と結びつく必要性はさほど高くはなく、それだけ個人が前面に出ると思われる。

例えば、大永7（1527）年山城国西岡寺戸の新次郎は、「塩のたち場嵯峨・高田・生田・池裏・畑・高雄・榊尾以上此在々所々を」度々塩之駄賃相つもて拾三貫六百文」の返済の代わりに同所の衛門三郎に譲渡している。³⁵⁾元來運送業者たる衛門三郎が、付近の卸売市場淀魚市から塩を輸送していたものとする豊田武（1952）の見解（174-5頁）は首肯しうる。

そして、新次郎はその駄賃を支払って塩を受け取り、「塩のたち場」で小売をしていたものと思われる。図5に示したこのたち場は、本来新次郎という一商人の立場である。典型的な都市商人とは言い難いが、当時の第一の都市京の西郊に住し、卸売市場淀魚市から塩を輸送する衛門三郎という仕入れのルートを確認していた点は農村商人とは大いに異なるのである。

以上の指摘は試論にすぎず、他の商・職人にどこまで適用可能か、という点については今後の課題としなければならない。

次に、第二の特質として、いずれの事例においても販売区域が商・職人の居住地の周囲に分布している点が挙げられる。とくに、先に挙げた寺戸の新次郎の「塩のたち場」は、寺戸より北方にコンパクトに凝集している。これは、販売の際に移動距離を短くできる点で合理的な分布であるとみなしえよう。

第三に、販売区域の形状や広狭が競合する商・職人の分布状況に大きく左右されることが挙げられる。湖東では保内と小幡商人の販売区域の境は、本来両者からほぼ等距離にある保内川であった（図4）。また、図2をみると、市川の下流域も基本的には津田村と大村の鋳物師によって両村からほぼ等距離の市川で二分されており、そのためとくに後者の売場は居住地の東方にやや伸びた形を呈している。そして、両者よりわずかに北方に位置する野里村に住む鋳物師の本来の売場は、居住地付近からは締め出される形で分布している。このような分布状況から先に第1章で野里村鋳物師が後発であったと考えたのであった。

第四に、販売区域は村レベルの領域が単位となっていたと考えられるが、郡域など村レベルより上位の政治的領域とは一致しないことがある点が挙げられる。16世紀播磨の場合、

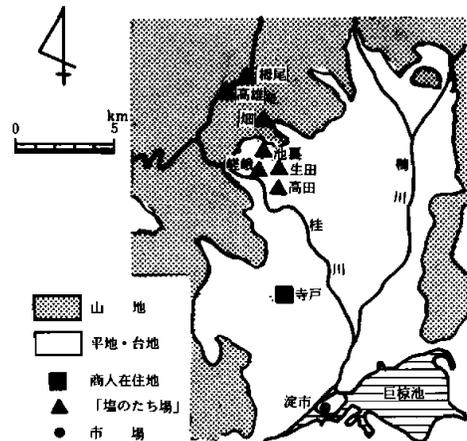


図5 京西郊における塩商人の立場

より上位の政治的領域とは必ずしも一致しない、という4つの点が挙げられた。第1点めは別として、他の3つの特質は、販売区域が市売・里売という現実の小売活動に基づいて形成されたことを示していると言えよう。

おわりに

以上、播磨・和泉・近江の事例を中心に農村商人の販売区域について考察し、その地理的特質を指摘した。

今後の検討課題としては、ここで指摘したような特質がどこまで一般性があるか、という点がまず挙げられる。

また、ここで考察の主な対象とした3つの事例は、限定された販売区域をもつ商・職人のうち、史料が比較的豊富に残る恵まれた場合である。これ以外にも一定の販売区域をもつ商・職人の事例は2、3知られるものの、そのような商・職人が一般的であったかは不明であるとせざるを得ない⁴¹⁾そこで、そもそもこのような限定された販売区域が形成される場合の条件の考察も今後の課題である。

これらの考察を進めるとともに、流通に注目する筆者の基本的立場から、流通現象を通じて形成される流通圏⁴²⁾(例えば、卸売商人の販売区域、農村市場の影響圏)をさらに今後とも検討していきたい。

〔付記〕

現地調査の際、多くの方々にお世話になった。また、横田冬彦氏には史料の貸与・教示などとくにお世話になった。記して謝意を表したい。

註

- 1) 芥田家文書、『姫路市史史料編I』(姫路市、1974)に所収されている文書は、以下その文書番号を芥2号の要領で記す。それ以外の文書は芥田と記すことにする。
- 2) のちに掲げる史料Bで佐土市は「六さい」である。
- 3) 『播磨鑑』は大村について「古へ今ノ佐土村ノ西御着村ノ地境ニ家数多キ在所有テ北ノ山ノ麓ニテツヽキタルヲ大村ト云フ、(中略)今ニ此山ノ麓田地ノ中ヨリ往々鉄屑出ル也」としており、現別所町佐土に「大村」の小字が残る。史料Aでは「大村国分寺金屋」とあるが、これはこの1点にすぎない。郡こそ異なるが、国分寺集落は大村の伝承地のすぐ西に位置する。そこで、「大村国分寺金屋」とはこの付近一帯にあった金屋を漠然と指す可能性も考えられ、以下「大村」に代表させる。図1でも大村の伝承地を図示した。
- 4) 「刀田寺町立畢」の部分は『姫路市史』では「刀田寺町立マチ」とされ、次の「合神西一郡」の下に続けて書かれている。これに対し、京都大國史学研究室、東京大史料編纂所架蔵の影写本により史料Bのように「合東郡者」を説明する文言の一部と解した。また、「立マチ」では解釈が困難であるが、「町立畢」と読むことによって「町立された」の意と一応解釈が可能となる。この刀田寺とは豊田武(1952)に従って刀田山鶴林寺を指すと今のところ考えている。鶴林寺は加古川市の南方にあり、右の2行で示された区域内(図1)に位置するわけで、この部分を先述のように「合東郡者」の説明と解すると矛盾なく解釈できる。
- 5) 史料Bの「刀田寺」を含む。藤田(1986b)第1図も同様である。
- 6) 鋳物師筋目書
- 7) 「一売子先々にてさせられ候、聞付次第ニくわたい、末代金屋可相留事」とある。脇田修(1985)476~7頁参照。
- 8) 芥田にはほぼ同文の文書がみえる真継家文書(名古屋大文学部国史研究室編『中世鋳物師史料』法政大出版局、1982、所収)第182号文書天正4年鋳物師職座法案を指すと思われる。

- 9) 史料Aの「神西郡是者大村衛門二郎大夫売場也」の部分先述のように解して、神西郡を大村鋳物師の本来の売場として加えると、この傾向はさらに強まる感を受ける。なお、史料④にみえる売場のうち「しものよしとの」部分は、神崎郡福崎町南田原の小字下野田、下野田坪、下野林付近および吉田野に比定できる可能性があるが、これらはいずれも神東郡にあたる。
- 10) 芥田系図(脇田修(1985)474頁による)。また、表2史料④の参照。
- 11) 河野家文書(『日本史研究』207, 1979)第20号文書。以下、河20号の要領で記す。
- 12) 三浦(1981)が既に指摘している(24頁)。
- 13) 中家文書は京大影写本所収分(④・⑤・⑥)以外は三浦(1976)による。三浦(1976)によれば、表2の他に天文6年4月24日付売券があるというが、詳細は不明である。
- 14) 三浦(1976)247頁
- 15) 史料Dの発給者くにのふが何者か判然としないが、この伊世高野を売場とする麴荷は史料Cにもみえるから、安明寺五座を構成する在地僧であると考えられる。これが妥当であるとする、史料Dも五座が発給した史料④、⑤、⑥と同列に並べうることになる。ただ、史料Cは八講料にあてる麴荷からの収入を示したにすぎないから、くにのふ自身が麴室の所有者であって、実際の売場である「下地」を僧けんしゅんに宛行って営業活動から手をひいたと理解できる可能性もある。この理解でいくと、このような宛行権と役銭徴収権も④では五座の手に渡ったと解釈できる。
- 16) 応永5年の置文(河28号)にみえる「公方」が和泉国守護ないしは守護代を指す可能性がある。
- 17) 享徳3(1454)年恒吉麴荷寄進状(河32号)では「黒鳥内仏之麴之荷々付」とされている。
- 18) 今堀日吉神社文書(仲村 研編『今堀日吉神社文書集成』, 雄山閣, 1981)第80号文書。以下、同史料集に所収されたものは同文書以外も含め、今80号の要領で記す。
- 19) 吉田(1983)113頁。
- 20) この相論の経過については仲村(1977)が最も詳しい。
- 21) 脇田晴子(1960), 佐々木(1967)は御服をめぐる相論とするが、仲村(1977)はその他に塩・米・魚などを挙げている。
- 22) 他に八坂、薩摩、田中江、高島郡南市。
- 23) 仲村(1983)400~401頁。
- 24) 仲村(1983)が最も詳しい。
- 25) 脇田晴子(1960)が的確に整理している(542-3頁)。
- 26) 仲村(1976)が最も詳しい。
- 27) 仲村(1977)242頁。
- 28) 他に小幡、杓掛商人。今112号参照。
- 29) ちなみに、足子交名の昌頭には「得珍保之海草勿塩百十色馬足子下」(今595号)とある。
- 30) 仲村(1977)212頁, 395~6頁。および、仲村(1983)406頁。
- 31) 販売区域と「紙おろす所」の分布状況は卸売とは自らが買付けた商品について自らの販売区域外に行うのであって、自らの販売区域内では買付から販売まで一貫行程が貫徹しているとする吉田(1983)の指摘(114頁)の正当性を示している。なお、「紙おろす所」のうち「守山 高嶋 甲賀 伊賀 日野牧(中略)坂本」は図4の範囲外のため示せなかった。
- 32) 足子商人の商業上の機能は今後の検討課題であるが、このように一つに限定しては考えられず、複合的に捉える必要がある。
- 33) 仲村(1983)393頁。
- 34) 享禄期には保内商人の販売区域の北堺は愛知川であったが、約四半世紀前の永正元(1504)年には小幡商人は保内川より北では販売し得た。このことからすれば、保内川より北、愛知川より南は両者が販売しえたのかもしれない。そこで、八日市などにおける市売のみならず、里売に関しても両者の立合があった可能性がある。ちなみに、建部荘内伊野辺などその付近では保内・小幡商人両方の足子商人が分布している(図4)。

- 35) 賦引付および頭人御加判引付 大永7年2月8日条(いずれも桑山浩然校訂『室町幕府引付史料集成』下, 近藤出版社, 1986, 所収)
- 36) 兄部家文書(『防府史料』18, 1971) 第3号文書。
- 37) 東大史料編纂所架蔵の影写本ではこの部分は明らかに「高田市」である。しかし, 高田の地名は管見にみえず, 富田市は天正期「八箇国御時代分限帳」にも登録されているので, 防府史料の読みに従っておく。
- 38) 偽文書とみる根拠については豊田(1979) 458頁, 鈴木(1980) 63頁参照のこと。
- 39) 兄部家文書第24号文書
- 40) 毛利氏は大内氏時代以来の有力商人・職人を業種別の司職に任じている。秋山(1972)174頁。
- 41) 限定された販売区域による流通の例が局部的流通, 隔地間流通の別なく認められること, とくに鑄物類流通では時代の進展とともにその比重が高まったと考えられることは既に藤田(1986b)で指摘した(43頁)。前稿で紹介した事例の他にも, 例えば, 文和年間頃「他国鑄物師乱入 惣事」の停止を年預に申請した長門國中鑄物師等(『中世鑄物師史料』〔注8〕参考資料第19号文書), 応永21(1414)年「東ハ車借さかい, 南はいさい河, 西は海, 北は乃うみ坂を限=売渡」された近江の御服座の例(下坂文書, 『滋賀県史』5, 1928, 所収)が知られる。
- 42) 藤田(1986a)で分析した葛川商人の販売圏も流通圏の一種である。葛川商人の場合, 生産地から消費地までの流通システムのなかで最初の段階を担っていたと考えられる点で, 本稿で分析した小売商人の販売区域とは異なる。

文 献

- 秋山伸隆(1982): 戦国大名毛利氏の流通支配の性格。渡辺則文編: 『産業の発達と地域社会』 漢水社, 161~190。
- 小林健太郎(1968): 近世初頭萩藩領における市町の分布と類型区分。西村睦男編: 『藩領の歴史地理—萩藩—』 大明堂, 307~322。のち, 小林(1985): 『戦国城下町の研究』 大明堂に所収, 302~317。
- 佐々木銀弥(1967): 中世座商人の独占について—保内座商人の場合—。宝月圭吾先生還暦記念会編: 『日本社会経済史研究中世編』 吉川弘文館。のち, 佐々木(1972): 『中世商品流通史の研究』 法政大出版局に所収, 398~430。
- 鈴木敦子(1980): 中世後期における地域経済圏の構造。歴史学研究 別冊特集, 61~70。
- 関口恒雄(1971): 中世末期における畿内村落と商業座。経済志林, 39-1・2, 305~362。
- 豊田 武(1952): 『増訂中世日本商業史の研究』 岩波書店。
- 豊田 武(1979): 戦国期地方の座について。法政大文学部紀要25。のち, 同(1982): 『座の研究』 吉川弘文館に所収, 426~472。
- 仲村 研(1976): 中世村落文書の読み方—保内商人内部の対立—。歴史公論, 2-9, 146~151。のち, 仲村(1984)に所収, 432~441。
- 仲村 研(1977): 保内商業の展開過程—小幡・石塔との相論を中心に—。社会科学, 23, 210~253。のち, 仲村(1984)に所収, 394~431。
- 仲村 研(1983): 保内商業の展開過程。『八日市市史2 中世』 八日市市役所, 391~430。
- 仲村 研(1984): 『中世惣村史の研究—近江国得保今堀郷—』 法政大出版局。
- 藤田裕嗣(1983): 中世農村における市場とその取扱商品—その再検討の試み—。京都大文学部地理学教室編: 『空間・景観・イメージ』 地人書房, 122~134。
- 藤田裕嗣(1986a): 中世畿内近国における商品流通と京—湖西地方の材木・板を中心に—。水津一朗先生退官記念事業会編: 『人文地理学の視園』 大明堂, 271~280。
- 藤田裕嗣(1986b): 流通システムからみた中世農村における市場の機能。人文地理, 38-4, 28~46。
- 三浦圭一(1976): 16世紀における地域的分業流通の構造。永原慶二編: 『戦国期の権力と社会』 東

- 大出版会, 231~263.
- 三浦圭一(1981): 日本中世における地域社会—和泉国を素材として—. 日本史研究, 223, 6~52.
- 横田冬彦(1985): 職人と職人集団. 歴史学研究会・日本史研究会編: 『講座日本歴史5 近世1』東大出版会, 189~226.
- 吉田敏弘(1983): 中世後期の市庭網と農村商人—近江国湖東農村を事例として—. 京都大文学部地理学教室編: 『空間・景観・イメージ』地人書房, 97~121.
- 脇田 修(1985): 播磨野里芥田氏の活動. 松岡秀夫傘寿記念論文集刊行会編: 『兵庫史の研究』神戸新聞出版センター, 459~484.
- 脇田晴子(1960): 中世商業の展開. 日本史研究, 51. のち, 脇田晴子(1969): 『日本中世商業発達史の研究』お茶の水書房に所収, 523~587.

Summary

In several recent papers, the author presented his observations concerning the flow of sales in the latter Middle Ages in Japan, showing that rural merchants took part in the flow of sales between rural areas and some of them were selling by retail within restricted boundaries. The present paper examines the selling area of these rural merchants from the geographical point of view.

In Chapter I it was clarified that smiths (*imoji*, who also made castings) in *Harima* province in 16th century, accumulated *uribas* where they were permitted to sell their products. Figures 1 and 2 show the distribution of these *uribas*. In *Izumi* province, rice was malted (*koji*) in *koji-muro* (malting workshops) and sold in particular villages or within a restricted area (*uriba* or *tachiba*, Figure 3). The pair of a *koji-muro* and its *uriba* was called *koji-ka* (discussed in Chapter II). The selling area of merchants in *Honai* in *Omi* province is represented in Figure 4 (Chapter III).

The geographical features of these *uribas* or the selling areas are as follows:

1. It was an individual or a community that held the title to each area. The areas of two individuals living in the same village sometimes overlapped each other.
2. The selling area was located near the residence of the owner.
3. The shape or size of the selling area was influenced by the distribution of competing merchants or craftsmen.
4. In many cases, the boundary lines of these areas differed from the upper political divisions (e.g., *gun*).

The last three features suggest that the selling area was shaped on the basis of the real activity of distribution to consumers by merchants (Chapter IV).

This study of selling areas serves as a foundation for examining some other areas where goods flow between rural people (e.g., rural marketing areas).